

岩手県公安委員会告示第8号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定に基づき、次の指定講習機関の特定講習の休止を許可した。

平成23年8月26日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

- 1 指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社釜石自動車学校
 - (2) 住所 釜石市片岸町第5地割2番地の1
 - (3) 代表者の氏名 小澤 伸之助
- 2 講習を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 釜石自動車学校
 - (2) 所在地 釜石市片岸町第5地割2番地の1
- 3 休止しようとする特定講習の種別
 - (1) 普通免許に係る初心運転者講習
 - (2) 普通二輪免許に係る初心運転者講習
 - (3) 原付免許に係る初心運転者講習
- 4 休止しようとする年月日 平成23年5月25日
- 5 休止しようとする期間 平成23年5月25日から平成24年3月11日まで